

大麻など違法薬物の密輸や所持に関する注意喚起

2025/5/6

【ポイント】

- マレーシアでは、麻薬等薬物の規制は非常に厳しく、外国人も例外ではありません。
危険薬物法(Dangerous Drugs Act 1952)によれば、麻薬等の危険薬物の違法売買は死刑であり、所持は最高で無期懲役の重刑が科せられます。
- 見知らぬ人から預かった荷物やアルバイトで請け負った荷物から、大量の違法薬物(大麻等)が見つかり、海外で拘束される事案が発生しています。
- 他人から荷物を預かることで、意図せず犯罪の加害者になることがないように、十分に注意してください。

【本文】

違法薬物犯罪に巻き込まれないための注意点は次のとおり。

- 出国の際等、見知らぬ人はもちろんのこと、たとえ知り合いであっても、他人の荷物を安易に運ばないでください。
- たとえ、「知らなかった」、「聞いていた内容とは違っていた」といった事情があったとしても、全く考慮されることなく逮捕されます。
- 警察が摘発のための捜査を行う場合は、とりあえず現場にいる人を一網打尽にするので、路地裏等麻薬取引が行われている可能性が高い場所には行かない、近寄らないことです。
- 自動車に薬物を積んでいる場合もあるので、事情を知らずに同乗し、一緒に検挙されることのないように、むやみにヒッチ・ハイク等はしないことなど、自分の身の回りには十分注意を払いましょう。

※以下のホームページ等もご参照ください。

【外務省の関連情報】

- 広域情報 特殊詐欺事件に関する注意喚起(加害者にならないために)
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2023C035.html
- 広域情報 特殊詐欺事件に関する注意喚起(加害者にならないために)(その2)
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2024C053.html
- 広域情報 特殊詐欺事件に関する注意喚起(加害者にならないために)(その3)
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2025C003.html
- 広域情報 特殊詐欺についての注意喚起(被害に遭わないために)
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2024C049.html

【警察庁の関連ホームページ】

- 「海外で儲かる仕事」は危険です！

<https://www.npa.go.jp/news/release/2025/shiryou202502.pdf>

○ 「闇バイト」は犯罪実行者の募集です

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/hanzaishaboshu.html>

○ SNSで求人情報を探している方へ

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/tokutyous.pdf>

○ 犯罪実行者募集の実態 ～少年を「使い捨て」にする「闇バイト」の現実～

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/yamibaitojirei.pdf>